

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局企画部安心居住課（06-6208-9648） 福祉局高齢者施策部高齢施設課（06-6241-6536）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	居住安定援助計画（居住安定援助賃貸住宅事業）の認定
概要	居住安定援助賃貸住宅（居住サポート住宅）は、住戸の広さ、構造、設備等の一定の認定基準を満たし、日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者に対し、居住支援法人等と賃貸人が連携して援助（安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎ）を行う賃貸住宅で、法に基づいて認定された住宅です。 認定の申請を行おうとする者は、市長に居住安定援助計画を申請し、法等により定められている認定基準に適合していると認められるときは、市長が認定を行います。
根拠法令等 及び条項	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第40条～第41条 国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則 第5条～第20条 大阪府居住安定援助賃貸住宅事業の認定等に関する要綱 第2条  ( <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000660895.html">https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000660895.html</a> )  大阪府居住安定確保計画 第2.1  ( <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/jumachi/kyojyuantei_plan/">https://www.pref.osaka.lg.jp/jumachi/kyojyuantei_plan/</a> )
審査基準	【認定基準】 ① 居住安定援助賃貸住宅の各戸の床面積が、国土交通省令・校正労働省令で定める規模以上であること ② 居住安定援助賃貸住宅の構造及び設備が、住宅確保要配慮者の入居に支障を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令・厚生労働省令で定める基準に適合で定める基準に適合するものであること ③ 入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲が定められている場合にあっては、その範囲が、住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しないものとして国土交通省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものであること ④ 専用户数が、国土交通省令・厚生労働省令で定める数以上であること ⑤ 居住安定援助賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件が、国土交通省令・厚生労働省令で定める基準に従い適正に定められるものであること ⑥ 入居者に提供する居住安定援助の内容が、住宅確保要配慮者の生活の安定を図るために必要なものとして国土交通省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。 ⑦ 居住安定援助の提供の対価その他居住安定援助の提供の条件が、国土交通省令・厚生労働省令で定める基準に従い適正に定められているものであること ⑧ その他基本方針に照らして適切なものであること
標準処理期間	1ヶ月
経由日数	—
提出先	都市整備局企画部安心居住課 福祉局高齢者施策部高齢施設課
提出時期	随時
提出方法	申請書及び添付書類を作成し提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局企画部安心居住課 福祉局高齢者施策部高齢施設課
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000659439.html">https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000659439.html</a>
備考	